

平成 24 年 7 月 31 日
産業連関技術会議
総務省政策統括官室

平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱 構成の変更

1 構成の変更概要

平成 17 年表の基本要綱	平成 23 年表の基本要綱
	緒論 産業連関表とは何か
第 1 部 平成 17 年表の作成の基本	第 1 部 平成 23 年表の作成の基本
第 2 部 産業連関表の概要と作成基礎理論	
第 3 部 平成 17 年表の作成の実際	第 2 部 平成 23 年表の作成手順及び作業内容
第 4 部 平成 17 年表の部門分類	第 3 部 平成 23 年表における部門分類
	付録 産業連関表作成上の基礎理論

(注) 詳細は別添参照

2 変更理由

- ① 基本要綱は、当該年次の産業連関表（今回は平成 23 年表）を作成していく上での作業担当者のマニュアルとなるものであり、その中核は、平成 23 年表を、どのように作成するかという部分であると考えられる。そこで、平成 23 年表に関する部分を第 1 部から第 3 部に一体的に並べることが適当と判断。
- ② 産業連関表の概要（「産業連関表とは何か」）については、産業連関表に取り組む前提としての基本的知識であることから、冒頭に配置することが適当と判断。
- ③ 基礎理論の中には、平成 23 年表の取扱いについて付言する部分もあるが、専ら産業連関表に関する一般的かつ理論的説明である。それらは基本的に変わらない部分であり、作表の都度決定する性格のものではないと考えられることから、付録として扱い、決定の対象から除くことが適当と判断。

平成23年表基本要綱の構成案（平成17年表基本要綱との項目対比表）

平成17年表基本要綱	対応関係	平成23年表基本要綱	変更内容、留意点	(参考)平成23年基本要綱に対応する平成17年表の総合解説編の項目
		緒論 産業連関表とは何か	従前の記述のうち、作成目的、利活用、構造の基本的な部分のみの内容とし、基礎理論の部分で吸収できるものは、付録第1章にゆだね、可能な限り、重複を避ける。	
第1部 平成17年(2005年)産業連関表の作成の基本		第1部 平成23年(2011年)産業連関表の作成の基本		
第1章 平成17年(2005年)産業連関表作成基本方針		第1章 平成23年(2011年)産業連関表作成基本方針		第3章 第1節 作成機関
第2章 平成17年(2005年)産業連関表の作成基本フレーム		第2章 平成23年(2011年)産業連関表作成に当たっての基本的枠組み	従前の付録2を吸収 本社機能の扱いも記載	第4章 第2節 平成17年(2005年)産業連関表の特徴
第3章 平成12年(2000年)表と平成17年(2005年)表の作成上の相違点		第3章 平成23年(2011年)産業連関表作成基本方針に示された課題の検討結果及び平成17年表との相違点	基幹統計化、経済センサスー活動調査のデータ利用、対象年次の変更については、基本方針中にも記載されているが、本章でも詳細に説明する。	第4章 第2節 平成17年(2005年)産業連関表の特徴
[別表1] 平成12年(2000年)産業連関表ー平成17年(2005年)産業連関表 部門分類対照表		[別表1] 公的統計基本計画に掲げられた事項に関する検討結果	統計法の改正に伴う基本計画の策定を受けて新設する。	
[別表2] 平成17年(2005年)産業連関表における部門分類の定義・範囲・推計方法等に係る課題の検討結果		[別表2] 公的統計基本計画に掲げられた事項以外のSNA関連事項に関する検討結果	基本計画中にもSNA事項が含まれていることから、それ以外のSNA事項の検討状況を集約する。	
[別表3] 平成17年(2005年)産業連関表における93SNA勧告への対応に関する検討結果		[別表3] 平成23年(2011年)産業連関表における部門分類の設定等に関する課題の検討結果		
[別表4] 平成17年(2005年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人・認可法人等の扱い		[別表4] 平成17年(2005年)産業連関表ー平成23年(2011年)産業連関表 部門分類対照表		資料1 平成12年(2000年)産業連関表ー平成17年(2005年)産業連関表 部門分類対照表
		[別表5] 平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人等の格付け並びに平成17年表からの変更点等	従前の付録1(「変更点等」の項目以外は同じ表)と差し替え	別表 平成17年(2005年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人・認可法人等の扱い
		第2部 平成23年(2011年)産業連関表の作成手順及び作業内容	章立てしない。	第3章 第2節 作成事業の概要 第3節 作成経過 第7章 付帯表の種類とその内容
		第3部 平成23年(2011年)産業連関表における部門分類		第8章 部門分類表
		第1章 部門分類表		第9節 部門別概念・定義・範囲
		第2章 部門別概念・定義・範囲		
第2部 産業連関表の概念及び定義とその作成基礎理論		付録I 産業連関表作成上の基礎理論	◆基本要綱として決定すべきは、23年表を作成するに当たっての具体的な事項である。一方、産業連関表の基礎理論は、基本的に変わらない部分であり、作成に当たっての参考知識ではあっても、作表の都度、行政機関の決定として定めるべき性格のものではないと考えられる。したがって、付録扱いとする。 ◆第1部と重複するときは、「第1部・・・を参照」と記載して、記述の重複を排除する。	参考1 産業連関表の構造と見方
第1章 産業連関表の概念ー産業連関表とは何かー		第1章 取引基本表の基礎理論		第4章 第1節 取引基本表の基礎理論
第2章 取引基本表の作成に係る基礎理論		第2章 産業連関分析のための各種係数等	◆H7までは、「前回表の総合解説編参照」としていたところ、H12から急に詳細に記述されるようになったもの。しかし、総合解説編と記述内容が著しく異なり、分かりにくい。 ⇒係数の説明については、総合解説編に記載されている記述を参照すれば足り(更に記述が必要なのであれば、総合解説編の記述を充実させるべきもの)、要綱のために新たな記述をする必要がないと考えられることから、平成7年表ベースの用語の解説程度に戻す。	第5章 産業連関表分析のための各種係数の内容と計算方法
第3章 投入係数・逆行列係数・誘発係数等		第3章 接続産業連関表の作成		
第4章 接続産業連関表の作成				
第3部 平成17年(2005年)産業連関表の作成の実際		(第2部に移動)	◆基本方針と重複する内容が多い一方、殊更に書くまでもないこと、事務的に詳細なことまで記述されていることから省略。予算事務の流れなど、必要最小限の事項については、第1章に「13 その他」として追加する。 ◆事項別スケジュールについては、経済センサスー活動調査の調査票情報の活用時期によって大きく変わり得ることも踏まえ、現状よりも大まかなものに変更することも検討する。	
第1章 平成17年(2005年)産業連関表の作成手順・作業		(第3部に移動)		
第2章 産業連関表作成事業組織・会議・予算		(第1部別表4に移動)	◆従前の第1部別表4を差し替え	
第4部 部門分類及び部門別概念・定義・範囲		(第1部第2章に吸収)	◆「11 SNA体系における産業連関表での独自の扱い(仮称)として記載	
第1章 平成17年(2005年)産業連関表における部門分類表(基本分類、統合分類、特殊分類)				
第2章 部門別概念・定義・範囲				
付録1 中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人・認可法人等の平成12年(2000年)産業連関表との相違				
付録2 国民経済計算体系における産業連関表での独自の扱い				
付録3 我が国における産業連関表作成事業の沿革		付録2 我が国における産業連関表作成事業の沿革		参考4 産業連関表の見直しの変遷
付録4 各府省庁の産業連関表作成担当組織図		(削除)	基本方針で作成機関名簿が明らかにされている一方、詳細は、実務上「産業連関幹事会名簿」が作成されていることから、改めて記載する必要性に乏しい。	

注)各項目の名称及び第2部以降の構成については、今後、執筆を進める過程で変更があり得る。